

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

決算日の変更をしたいのだが……

Q: 当社は、会社の事業の都合で決算日を変更したいと思います。どのような手続きが必要ですか。

A: (1) 定款の変更

決算日を変更するという事は、営業年度が変わるということです。まず、会社の定款の変更が必要となります。

有限会社なら社員総会、株式会社なら株主総会を開催して、定款の「営業年度」の変更の決議を行うこととなります。

(2) 税務署等の届出

決算日の変更をしたときは、税務署、都道府県および市町村に対して、事業年度を変更したことにつき、遅滞なく届け出なければなりません。

届け出には、変更前の営業年度および変更後の営業年度などを記載した届出書を提出することとなります。

(3) 注意点

変更した最初の事業年度は、通常年一回の決算の会社であっても、1年未満となります。

例えば、3月決算の会社が5月の株主総会で6月決算に変更した場合には、変更した最初の事業年度は4月～6月の3カ月間を一事業年度として、会社の決算や申告をしなければなりません。

その後は毎年6月に決算をして申告することとなります。

